

有効期間満了日 令和12年3月31日
熊人安第79号
令和6年3月28日

ストーカー加害者等に対する新たな施策の実施について（通達）

【概要】

本通達は、ストーカー事案に係る被害者の安全確保をより確実なものとするための

- ストーカー加害者に対する連絡
- ストーカー加害者に対する治療等の有用性の教示の原則化
- ストーカー被害者に対する危機意識の醸成

の実施要領等を示したものである。